

## 住宅用火災警報器が検定制度対象に - 西日本防災システム

2014 04 01

もう既に皆様のご家庭では **住宅用火災警報器** をお付けになっていると思いますが、これらは総務省消防庁により火災報知設備の感知器の基準を基にガイドラインが定められ、それらに適合するものには、日本消防検定協会がNSマークを付し、品質が管理されていました。

**平成26年4月1日**から これら 熱式・煙式の住宅火災警報器を住宅用火災警報器として **検定制度**に組み込まれることとなりました。

下のような**適合表示**が貼付された製品が検定制度による適合品として販売されます。以前のNSマークが表示されている住宅用防災警報器については、今回の検定品と同等の性能を有するとして、平成31年3月31日まで、その販売が認められています。

住宅用火災警報器の更新をお考えの際、頭の片隅に置いておいてください。



従前のNSマーク



新しい 検定マーク



新しい 認定マーク



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 